

令和7年度 新環状道路建設事務所管内

雪氷対策実施計画

山梨県 新環状道路建設事務所
令和7年12月1日

<目次>

I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制
- ②体制発令基準
- ③関係機関
- ④除雪排雪作業準備
- ⑤排雪場所
- ⑥事前情報共有
- ⑦道路利用者への情報発信

II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線の優先除雪
- ③道路管理者間のさらなる連携
- ④除雪作業等に伴う通行規制方法
- ⑤雪崩対応
- ⑥応援要請並びに応援の受け入れ

I . 除排雪体制について

①除雪実施体制

新環状道路建設事務所(支部)における除雪体制は、次のとおりとする。

支部長 …… 所長
副支部長 …… 次長及び技術指導幹
支部職員 …… 事務所職員

対象エリア

新環状道路建設事務所の管理道路
(新山梨環状道路(南部区間・東部区間)、西関東連絡道路)

雪氷対策体制の確立期間

令和7年12月1日～令和8年3月31日

支部の役割

- ・道路交通状況の把握、地域との連携
- ・「雪氷対策連絡会議」を開催し、関係機関との情報共有
- ・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
- ・支部の業務は別添のとおり

I. 除排雪体制について

支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	1)委託業者待機状況の確認 2)各機関との連絡体制の確認	
注意体制	1)本部への状況報告 2)路面状況の的確な把握 3)凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4)積雪深10cmに達した場合、除雪作業の開始を指示	1)必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	1)本部への状況報告 2)凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3)積雪深が10cm以上の場合、除雪作業の継続を指示 4)委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた山梨県建設業協会への応援を要請	1)必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2)一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	1)本部への状況報告 2)除雪作業の継続を指示 3)「異常降雪時における道路除雪等の相互連携に関する覚書」に基づき、本部を通じ、国の各出張所への応援要請を依頼 4)降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体やTEC-FORCE等への応援要請を依頼	1)必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2)交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

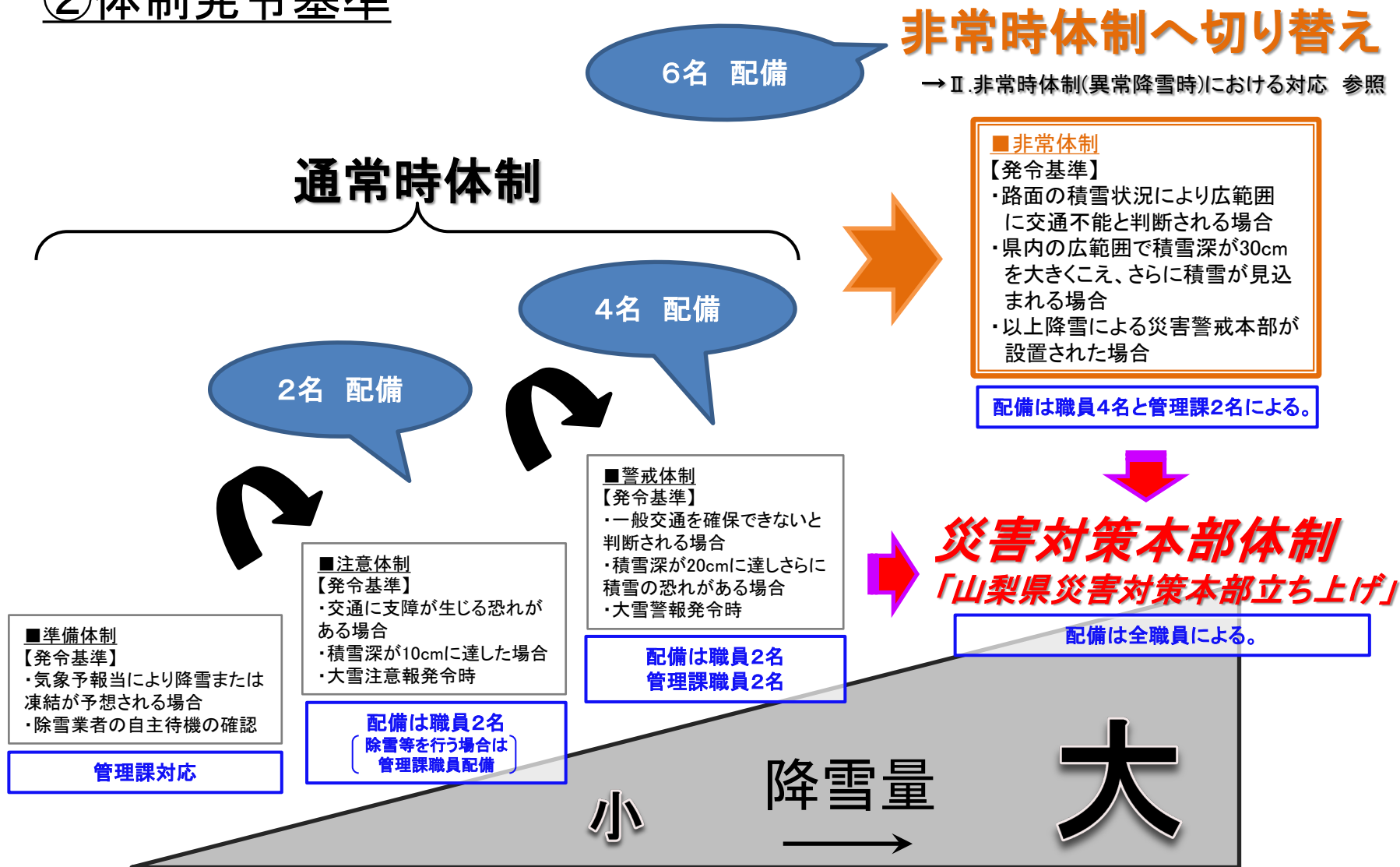
I. 除排雪体制について

連絡及び配備体制

区 分	本 部	支 部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。(道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	本部(道路管理課)からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	本部(道路管理課)からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡を受け、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

I. 除排雪体制について

②体制発令基準



③関係機関

●道路管理者（新環状道路、西関東道路に接続する道路） （県管理国道・県道）

山梨県 中北建設事務所 TEL 055-224-1667

山梨県 峡東建設事務所 TEL 0553-20-2734

（市町村道）

甲府市 道路河川課 TEL 055-237-5843

南アルプス市 道路整備課 維持担当 TEL 055-282-6368

中央市 建設課土木管理担当 TEL 055-274-8553

笛吹市 建設課 TEL 055-261-3333

山梨市 建設課 TEL 0553-22-1111

●警察関係

警察本部交通規制課 TEL 055-221-0110

南甲府警察署 TEL 055-243-0110

南アルプス警察署 TEL 055-282-0110

甲府警察署 TEL 055-232-0110

日下部警察署 TEL 0553-22-0110

笛吹警察署 TEL 055-262-0110

●消防関係

甲府地区広域行政事務組合消防本部

TEL 055-222-1190

【管轄市町村(甲府市、甲斐市、中央市、昭和町)】

南アルプス市消防本部 TEL 055-283-0119

【管轄市町村(南アルプス市)】

東山梨消防本部 TEL 0553-32-0119

【管轄市町村(山梨市、甲州市)】

笛吹市消防本部 TEL 055-261-0119

【管轄市町村(笛吹市)】

④除雪排雪作業準備

●除雪業者 新環状道路建設事務所管内の除雪業者は次のとおり

路線名	区間	延長 (km)	委託業者
【新山梨環状道路】			
[南部区間] 韮崎南アルプス中央線	南アルプスIC～玉穂中央ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	6.0	丸浜舗道(株)
[南部区間] 甲府中央右左口線	玉穂東ランプ～玉穂中央ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	0.9	
[南部区間] 韮崎南アルプス中央線	南アルプス市寺部～若草ランプ (側道部)	1.8	新津建設(株)
[南部区間] 韮崎南アルプス中央線	田富西ランプ交差点～玉穂中央ランプ交差点 (側道部)	3.0	(株)早野組
[南部区間] 甲府中央右左口線	玉穂東ランプ～玉穂中央ランプ交差点 (側道部)	0.9	
[東部区間] 国道140号	西下条ランプ～落合西IC (各ランプを含む自動車専用道路部)	1.6	日東建設(株)
【西関東連絡道路】			
国道140号	桜井ランプ～上岩下ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	4.7	(株)日昇建設
国道140号	上岩下ランプ～岩手ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	4.9	奥山建設(株)
国道140号	八幡南ランプ入口～八幡北ランプ入口 (連絡道路部)	0.5	

●除雪路線区間割図について(新山梨環状道路)



●除雪路線区間割図について(西関東連絡道路)



I. 除排雪体制について

●融雪剤散布業者

新環状道路建設事務所管内の融雪剤散布業者は次のとおり

路線名	区間	延長 (km)	委託業者
-----	----	------------	------

【新山梨環状道路】

[南部区間] 韭崎南アルプス中央線	南アルプスIC～玉穂中央ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	6.0	(株)山梨重機
[南部区間] 甲府中央右左口線	玉穂東ランプ～玉穂中央ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	0.9	
[南部区間] 韭崎南アルプス中央線	南アルプス市寺部～若草ランプ (側道部)	1.8	
[南部区間] 韭崎南アルプス中央線	田富西ランプ交差点～玉穂中央ランプ交差点 (側道部)	3.0	
[南部区間] 甲府中央右左口線	玉穂東ランプ～玉穂中央ランプ交差点 (側道部)	0.9	
[東部部区間] 国道140号	西下条ランプ～落合西IC (各ランプを含む自動車専用道路部)	1.6	

【西関東連絡道路】

国道140号	桜井ランプ～上岩下ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	4.7	奥山建設(株) (株)佐藤建設工業 (株)岡本興業 (株)藤プラント建設
国道140号	上岩下ランプ～岩手ランプ (各ランプを含む自動車専用道路部)	4.9	
国道140号	八幡南ランプ入口～八幡北ランプ入口 (連絡道路部)	0.5	

【新御坂トンネル】

国道137号	トンネル藤野木抗口～富士河口湖笛吹線交差点	1.9	(株)日工建設 (矢崎興業(株))
--------	-----------------------	-----	----------------------

I. 除排雪体制について

☆除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回 ／ 情報連絡	情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①大雪注意報以上の気象予報が出ているとき。 ②降雪等予測(5cm以上の降雪または気温2℃以下)により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。
新雪除雪	機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が5cmを越えるとき。

☆除雪作業の出動基準

工種		出動基準
雪道巡回工		1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。 2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ)降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ)所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があつたとき。
一般除雪工	新雪除雪	1) 雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪10cmに達したとき。
	路面整正	1) 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2) 連続降雪による庄雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。
	圧雪処理	1) 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。
拡幅除雪工		1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工		1) 運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工		1) 監督職員の指示した場合。
凍結防止工		1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
その他		1) 監督職員の指示があるとき。

I. 除排雪体制について

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時(事前散布)

通常時は、降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、深夜から早朝にかけての 路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所(山間部カーブ区間 / トンネル出入口区間の日陰 / 橋梁部(市街地含む)等)について凍結前に散布を行う。

降雪時(除雪時・除雪後)

除雪時の散布は、降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。

除雪後の散布は、除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。

(融雪水、除雪残雪の再凍結防止)

除雪終了後、路面状況等により散布の判断を行う。

降雨時

降雨後の散布は、降雨により凍結の恐れがある場合に実施する。

降雨後、路面状況等により凍結パトロールを実施(概ね2時間以内)し、散布の判断を行う。

※融雪剤散布作業は、管内緊急維持修繕業務委託受託者(4社)により実施する。

⑤排雪場所

非常時に必要となる排雪先を次のとおり確保する。

・新山梨環状道路南部区間

	排 雪 場 所	搬入可能量
①	中央市下河東(下河東高架橋下)	V=5,000m ³
②	中央市高橋(高橋高架橋下)	V=5,000m ³

・新山梨環状道路東部区間

	排 雪 場 所	搬入可能量
①	甲府市小曲町(排雪場)	V=3,000m ³

・西関東連絡道路

	排 雪 場 所	搬入可能量
①	笛吹市春日居町鎮目 (大蔵経寺山トンネル電気室横)	V=5,000m ³
②	笛吹市春日居町下岩下 (下岩下高架橋下)	V=5,000m ³
③	山梨市上岩下～万力 (道路予定地)	V=5,000m ³

⑥事前情報共有

異なる道路管理者及び交通管理者間における情報共有

- 1) 各支部、国土交通省、高速道路管理者、市町村等の道路管理者との間で、除雪対策に係る情報の連絡を密に行なう。
 - 中北地区雪氷連絡会議
 - 峡東地区雪氷連絡会議
- 2) 除雪対策に係る体制発令の状況を共有することで、交通管理者と連携した通行規制、スタック車両対策の実施に努める。
- 3) 各道路管理者の除雪対策に関する情報は、雪氷期間前の段階から情報共有を行い、実際の降雪時に効率的に除雪作業を実施するための準備を行う。

⑦道路利用者への情報発信

雪道対策に関する注意喚起の情報発信を行なう。

- ・各路線の降雪状況や路面状況
- ・通行状況
- ・通行規制の実施/解除の見込み
- ・除雪作業状況及び見込み

道路情報板にて通行者に対し注意喚起を行なう。

- ・路面凍結・スリップ注意

Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

異常降雪時には、非常時除雪体制へ移行するものとする。

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線の優先除雪
- ③道路管理者間のさらなる連携
- ④除雪作業等に伴う通行規制方法
- ⑤雪崩対応
- ⑥応援要請並びに応援の受け入れ

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

・情報収集・連絡係

→ 道路状況や除雪状況等の把握、除雪作業計画の立案、除雪作業指示係、現場対応係、窓口対応係との連絡調整並びに本部及び連絡関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など

・除雪作業指示係

→ 情報収集係からの情報を基に管内の除雪作業の指示など

・現場対応係

→ 除雪作業の現場監督など

・窓口対応係

→ マスコミや一般者からの問い合わせ対応など

・総務係

→ 県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②除雪優先路線の優先除雪

除雪優先路線の設定

通常の除雪能力を超える降雪時においても道路交通の機能維持を図るため、県内道路における除雪作業の優先度を設定し、県外との交通、県内道路のネットワークを確保する。

優先度の考え方は、山梨県において非常体制が発令された時点から適用される。

【優先度の定義】

①除雪最優先路線

県外とのアクセス道路、及び県内の骨格となる道路で、最も優先的に除雪作業を実施する路線。

②除雪優先路線

除雪最優先路線に続いて優先的に除雪作業を実施する路線で、指標に基づいて選定した路線。

救急病院及びヘリポートへの接続路線に含まれる市町道については、市町村と連携した除雪作業を実施する。

- ・新山梨環状道路(南部区間)本線及び各ランプ部
- ・新山梨環状道路(東部区間)本線及び各ランプ部
- ・西関東連絡道路(岩手ランプ～万カランプ)

③除雪路線

上記以外で除雪作業を実施する路線。

- ・新山梨環状道路(南部区間)側道
- ・西関東連絡道路(万カランプ～桜井ランプ)

Ⅱ. 非常時体制(異常降雪時)における対応

除雪目標

山梨県管理道路の除雪対策実施にあたって、除雪目標は以下の区分とする。

区分	除雪目標
①除雪最優先路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
②除雪優先路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
③除雪路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※異常降雪とは、非常体制発令に匹敵する程度(30cm 以上)の降雪をいう。

③道路管理者間のさらなる連携

他管理者とさらなる情報の共有と作業の連携を図るものとする。

④除雪作業等に伴う通行規制方法

除雪作業等に伴う通行規制方法

冬季の円滑な交通確保のため、交通管理者と協力して、道路利用者に対し冬用装備に関する指導及び通行規制を行うことができるものとする。

1) 冬用装備に関する指導

交通管理者と協力し、スタック車両や事故の発生を抑制することを目的として、冬用タイヤ又はタイヤチェーンを装着していない車両に対し、通行を制限する指導ができるものとする。

2) 雪崩発生時および発生が予見される場合における通行規制

道路法46条の規定に基づき、パトロール等により雪崩発生や発生の明らかな予兆を確認した場合には通行規制を行うことができるものとする。

3) スタック車両の発生等や事故の発生等における通行規制

道路交通法6条の規定に基づき、スタック車両・事故等の発生時などは、通行止めなどの通行規制を実施することができるものとする。

道路法46条の規定に基づき、スタック車両の移動や除雪作業の実施において必要な場合には、通行規制を行うことができるものとする。また、降雪の状況により今後明らかにスタック車両や事故等の発生が予想される場合においても通行規制ができるものとする。

スタック車両の移動等

- 1)スタックを未然に防ぐために、チラシやホームページ等の活用により、道路利用者に対し雪道走行に関する情報提供・啓発を行うとともに、スタック発生箇所の手前においても、道路情報提供装置等により注意喚起を行う。
- 2)スタック車両の発生により周辺道路が著しく混雑し、やむを得ない場合には、交通管理者と連携し通行規制を実施する。
- 3)スタック車両の発生時には、交通管理者やドライバーの協力のもと、速やかにスタック車両の除去を行う。また、異常降雪時におけるスタック車両の大量発生等、災害応急処置が必要となる状況下においては、災害対策基本法の改正状況も踏まえ、道路管理者による車両の除去を行うことができるものとする。

⑤雪崩対応

- ・降雪前の事前予防

あらかじめ雪崩の発生が想定される箇所を把握し、冬期の道路管理の準備を行なう。

- ・降雪開始から雪崩発生までの対応

- 1) 降雪時に雪崩の発生が懸念される場合は、県民や道路利用者に対し、注意喚起を行なう。
- 2) パトロール等により雪崩発生あるいは雪崩発生の予兆を確認した場合は、当該路線をただちに通行止めを行なう。
- 3) 除雪作業にあたっては、雪崩の発生に十分注意して作業を行なうこと。

- ・雪崩発生後の対応

- 1) 被災者が発生した場合は、警察及び消防に連絡の上、接続する路線の除雪等を行ない、被災者の救出・搬送を支援する。
- 2) 雪崩除去及び当該路線の除雪作業が完了し、十分な安全が確保された場合には、交通解放を行なう。

⑥応援要請並びに応援の受け入れ

- ・応援の要請
建設業協会へ応援要請するものとする。
- ・他県からの応援の受け入れ
本部からの指示により臨機に受け入れ態勢を確立する。